



WTO 交渉における「貿易の円滑化」

平成7(1995)年に設立された世界貿易機関(WTO:World Trade Organization)は、第二次世界大戦後の自由貿易体制構築のために成立した関税及び貿易に関する一般協定(GATT:General Agreement on Tariffs and Trade)を発展的に引き継いだ世界の多角的自由貿易体制を支える国際機関です。WTOには、令和4(2022)年12月現在、164か国・地域が加盟しており、モノ・サービスの貿易自由化や、貿易関連のルール作りについて、加盟国間で交渉を行っています。

— WTO における交渉

WTOにおける交渉については、平成13(2001)年11月にカタールのドーハで開催された第4回閣僚会議において、WTO設立後初の多角的貿易交渉(ドーハ・ラウンド)の立ち上げが合意され、各分野で実質的な交渉が始まりました。

ドーハ・ラウンドの交渉分野

交渉分野	交渉内容
農業	関税・国内補助金の削除、輸出補助金の撤廃など
非農産品	鉱工業品及び林水産品の関税削減など
サービス	サービスの市場アクセス、国内規制など
ルール	アンチダンピング協定、補助金協定等の規律の強化
開発	途上国に対する扱い、「貿易のための援助」の促進
貿易と環境	貿易の側面から環境問題を検討
貿易円滑化	貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化
知的財産権	ワイン・スピリッツの地理的表示(GI)の多国間通報登録制度の設立

このとき、「貿易円滑化」についても、交渉分野の一つとされました。当初、ドーハ・ラウンドにおいては、実質的に、交渉の全ての項目は全体の一部として不可分のパッケージであり、別々に合意することはできないという「シングル・アンダーテイキング(一括受諾)」の原則に基づいて交渉が行われていました。しかし、交渉全体が停滞したことから、平成23(2011)年12月の第8回閣僚会議において、進展の見込める部分について交渉を進める「部分合意」アプローチが合意されました。これを受け、「貿易円滑化」、「農業」の一部及び「開発」の3分野から成る合意パッケージの成立を目指して交渉が進められることとなり、平成25(2013)年12月の第9回閣僚会議において、上記3分野から成る「バリ・パッケージ」に合意しました。これにより、貿易円滑化協定は、WTO設立以来、初めて全加盟国・地域が参加して作成された協定となり、ドーハ・ラウンドの重要な成果の一つと考えられています。

交渉妥結後の動きとしては、平成26(2014)年11月の一般理事会で貿易円滑化協定をWTO設立協定に加えるための改正議定書が採択されました。この改正議定書の規定に従い、各国が受諾のための手続を行い、日本は、平成27(2015)年5月15日に国会承認を得て、同年6月1日にWTOに受諾書の寄託を行い、6番目の受諾国となりました。その後、受諾国数が全WTO加盟国の3分の2に達した平成29(2017)年2月22日、貿易円滑化協定が発効しました。



第11回WTO閣僚会議(出典:WTOホームページ)

国際貿易の秩序ある
発展に向けて

WTO 交渉における 「貿易の円滑化」

— 貿易円滑化協定の実施と関係機関との連携

貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化に関する措置を定めるものです。各国が協定を実施することにより、貿易取引の時間とコストが削減され、貿易・投資の拡大を通じた経済の成長・発展の実現につながることが期待されています。財務省・税関では貿易円滑化協定の交渉時から積極的に議論に参加するとともに、協定が義務付けている全ての措置を実施しています。また、貿易円滑化協定には、開発途上国から先進国等に対し技術協力を求めることができる旨の規定も含まれていることから、世界税関機構(WCO)などの関係機関とも連携しつつ、開発途上国が協定を実施するうえで必要な技術協力も行っています。

貿易円滑化協定の主な内容と期待される効果

